

第47期

定時株主総会 招集ご通知

平成31年4月1日～令和2年3月31日

開催日時

令和2年6月19日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時00分）

開催場所

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター 5階
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルスによる感染症が流行しております。感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

本年はお土産の配布を取りやめさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



目次

第47期定時株主総会招集ご通知…………… 2

添付書類

事業報告…………… 6
計算書類等…………… 24
監査報告書…………… 34

株主総会参考書類

議案及び参考事項…………… 39

第1号議案	剰余金の配当の件
第2号議案	取締役1名選任の件
第3号議案	故代表取締役社長宗政誠氏 に対する退職慰労金並びに 弔慰金贈呈の件
第4号議案	役員退職慰労金制度の廃止に 伴う取締役及び監査役に対す る退職慰労金打切り支給の件
第5号議案	取締役（社外取締役を除く） に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額決定の件

株式会社 アサンテ

証券コード：6073

証券コード：6073
令和2年5月29日

株主各位

東京都新宿区新宿一丁目33番15号
株式会社 アサンテ
取締役社長 宮内 征

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を、下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)において賛否を入力されるか、**いずれかの方法により、令和2年6月18日(木曜日)午後5時まで**に到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 令和2年6月19日(金曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時00分)
- 2. 場 所** 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター 5階
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 会議の目的事項**
 - 報告事項** 第47期(自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)
事業報告及び計算書類報告の件
 - 決議事項**
 - 第1号議案** 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役1名選任の件

第3号議案 故代表取締役社長宗政誠氏に対する退職慰労金並びに弔慰金贈呈の件

第4号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打切り支給の件

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合には、最後に行なわれたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権行使書面とインターネットで重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使内容を有効とさせていただきます。
- (3) 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

-
1. 当日のご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参ください。
 2. 本年は当日ご出席の株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
 3. 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.asante.co.jp/>) に掲載させていただきます。

<株主様へのお願い>

- (1) 本会場では、運営スタッフのマスク着用での対応、アルコール消毒液の設置等、感染予防のための措置を講じて参ります。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。）
- (2) 会場入口付近で検温をさせていただき、体調不良と見受けられた方には、運営スタッフがお声がけさせていただく場合がございます。
- (3) 本株主総会では、例年よりも円滑な議事進行を予定しております。
- (4) 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。
インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.asante.co.jp/ir/>) より発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

議決権の行使についてのご案内

<議決権行使等についてのご案内>

議決権の行使には以下の方法がございます。

- 

1 株主総会へ出席する場合

議決権行使書用紙を会場受付へ提出

株主総会開催日時 令和2年6月19日(金曜日) 午前10時(受付開始午前9時)
- 

2 議決権行使書を郵送する場合

各議案の賛否を表示のうえ投函
(お早めにご投函ください)

行使期限 令和2年6月18日(木曜日) 午後5時までに到着
- 

3 インターネットによる議決権行使の場合

5頁をご参照ください

行使期限 令和2年6月18日(木曜日) 午後5時まで

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使

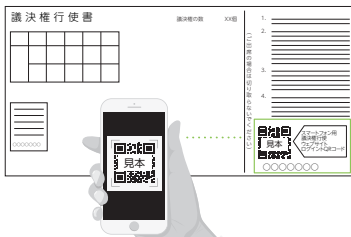
管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社 株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、5頁に記載のインターネットによる議決権行使以外に当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインIDおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードでの議決権行使は1回に限り可能です。

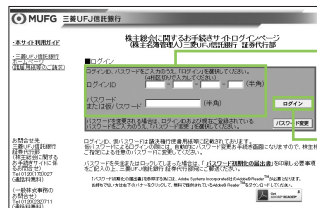
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」・「仮パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

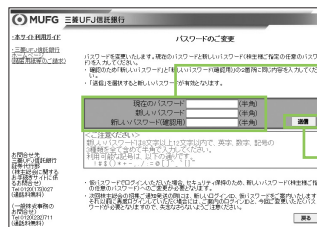
ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」・「仮パスワード」をご入力ください。



- 3 仮パスワードによるログインの際には、自動的にパスワード変更お手続き画面になりますので、株主さま任意のパスワードに変更してください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使について、ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話：0120-173-027
（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

1. 会社の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

① 事業の状況

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の改善を背景に緩やかな回復基調で推移する一方で、企業の人手不足感が高い水準にありました。また、消費税増税や新型コロナウイルス感染症の影響により、足元の個人消費は弱い動きとなりました。

当社市場におきましては、既存住宅の流通、リフォーム市場の拡大に向けた住宅政策は一層推進され、既存住宅の長寿命化に対する認知度は高まりつつありますが、消費者の節約志向は依然として根強く、当社サービスの需要拡大を抑制する要因となっております。

このような状況下において、当社は平成31年4月に組織体制を管理、営業、コンプライアンスの三本体制に移行し、各部門の機能強化と意思決定の迅速化を図りました。この新体制のもと、採用・教育体制の強化、生産性の向上、営業エリアの拡大を推進するとともに、コンプライアンスを強化してお客様満足度の向上に努めました。なお、営業エリアの拡大につきましては、新規エリアとなる兵庫県に阪神営業所を開設いたしました。

販促活動につきましては、「シロアリバスターズ®」をメインとしたCM、新聞折込、WEB広告を実施するとともに、サッカーチームとのスポンサーシップ契約を活用した広告・販促と、探知犬の活用等、一層拡大し需要の顕在化を図りました。

以上の取り組みにより、1人当たり売上高は増加したものの、営業職人員減少や消費税増税並びに新型コロナウイルス感染症の影響による消費マインド冷え込み等の要因により、売上高は前期比68百万円減少（0.5%減）の14,432百万円となりました。

売上原価は、売上減少に伴う材料費の減少はありましたが、労務費等の増加により、前期比41百万円増加（1.0%増）しました。その結果、売上総利益は同109百万円減少（1.1%減）の10,322百万円となり、売上総利益率は同0.4ポイント低下して71.5%となりました。

販売費及び一般管理費は、主に人件費の減少により、前期比63百万円減少（0.8%減）しました。

この結果、営業利益は前期比46百万円減少（2.0%減）の2,239百万円、営業利益率は同0.2ポイント低下して15.5%となりました。

経常利益は受取保険金及び配当金による営業外収益の増加により、前期比66百万円増加（2.9%増）の2,380百万円、当期純利益は同64百万円増加（4.3%増）の1,580百万円となりました。

② 対処すべき課題

当社を取り巻く環境につきましては、国策の「既存住宅の長寿命化とメンテナンスを重視する方針」は不変で、莫大な潜在需要規模もそのまま存在するものと見ております。一方で、人材の質と量の増強につきましては、優秀な人材の獲得には一層の努力を要すると予想されます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、個人消費は急速に減少しており、厳しい状況が見込まれます。

このような環境におきまして、当社は中長期に安定的・持続的な成長を実現するために、以下の5項目を対処すべき課題と認識して取り組んでおります。

(i) コンプライアンス強化とお客様満足度の向上

当社における徹底したコンプライアンス体制と、それによる社会的な信用力の高さは、他社と差別化する大きな強みとなっております。こうした強みを一層強化して、仕事のクオリティを高め、お客様満足度の向上に努めてまいります。

(ii) 優秀な人材の確保と教育体制の強化

当社は、主要事業に携わる営業から施工、アフターメンテナンスに至る全業務を自社社員で行なっておりますので、人員の増加と教育によるスキルアップは、業績の拡大とサービス品質の向上のために必須となります。そのため、従業員が一層働きやすい環境の整備と教育体制の充実に努め、人材の定着と採用強化に取り組んでまいります。

(iii) 業務の効率化と生産性の向上

当社の一層の競争力強化と持続的な成長に向け、業務全般に渡るシステム化、省力化、業務プロセスの効率化及び販促企画の高度化に注力し、生産性の向上を図ってまいります。

(iv) 営業対象先増加に資するエリア展開

当社は既存木造住宅を主要サービスの対象としておりますので、業績拡大のためにはその対象先を増加させることが重要となります。そのため、様々なアプローチからエリア展開を一層推進することにより、新規エリアの拡大と既存エリアの更なる深耕に努めてまいります。

(v) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、当社はお客様並びに従業員の安全を最優先に考え、新規のお客様に対する訪問営業を当面自粛することといたしました。一方で、当社事業の社会的責任を考慮し、白蟻対策の必要性を訴求するための広告宣伝活動、お客様からの申込対応及び既存のお客様への対応は実施しております。感染対策には十分な注意を払いながら、事業活動に取り組んでまいります。

- ③ 設備投資の状況
該当事項はありません。
- ④ 資金調達の状況
該当事項はありません。

2 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第44期 (平成29年3月期)	第45期 (平成30年3月期)	第46期 (平成31年3月期)	第47期(当期) (令和2年3月期)
売 上 高 (百万円)		13,852	13,990	14,501	14,432
営 業 利 益 (百万円)		1,682	2,131	2,285	2,239
経 常 利 益 (百万円)		1,686	2,155	2,314	2,380
当 期 純 利 益 (百万円)		1,266	1,411	1,515	1,580
1 株当たり当期純利益 (円)		102.59	114.36	122.81	128.06
総 資 産 (百万円)		14,149	15,214	16,077	16,569
純 資 産 (百万円)		10,847	11,666	12,541	13,417
1 株当たり純資産額 (円)		878.95	945.29	1,016.16	1,087.20

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末現在の発行済株式数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。

3 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

4 主要な事業内容（令和2年3月31日現在）

当社は、既存木造家屋を対象とした「白蟻防除」、「湿気対策」、「地震対策」の各種施工を主力サービスとしております。また、その他のサービスとして、住宅リフォーム、ゴキブリ・ネズミ等の害虫・害獣防除等を行っております。

5 主要な営業所及び工場（令和2年3月31日現在）

本	社	東京都新宿区					
支	業	店	東北・福島支店（福島県郡山市）	6 営業所			
			新潟支店（新潟県新潟市）	3 営業所			
			茨城支店（茨城県土浦市）	3 営業所			
			北関東支店（群馬県高崎市）	4 営業所			
			長野支店（長野県長野市）	2 営業所			
			東京支店（東京都新宿区）	5 営業所			
			神奈川支店（神奈川県横浜市）	7 営業所			
			千葉支店（千葉県千葉市）	6 営業所			
			静岡支店（静岡県静岡市）	9 営業所			
			愛知支店（愛知県名古屋市）	9 営業所			
			岐阜支店（岐阜県岐阜市）	5 営業所			
			京都支店（京都府京都市）	1 営業所			
			奈良支店（奈良県奈良市）	2 営業所			
			和歌山支店（和歌山県和歌山市）	2 営業所			
阪神営業所（兵庫県尼崎市）	1 営業所						
工	場	伊万里工場（佐賀県伊万里市）					
研	修	セ	ン	タ	ー	三ヶ日総合研修センター（静岡県浜松市）	
						猪苗代総合研修センター（福島県耶麻郡猪苗代町）	

6 従業員の状況（令和2年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
962名	60名減	39.1歳	10.1年

- (注) 1. 従業員数には、受入出向者（2名）、嘱託（37名）及び契約社員（47名）を含み、派遣出向者（2名）は含まれておりません。
2. 減少の主な要因は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う新入社員の入社月変更によるもの（47名減）であります。

7 主要な借入先（令和2年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	265百万円
静岡県信用農業協同組合連合会	105百万円
株式会社りそな銀行	73百万円
株式会社商工組合中央金庫	60百万円

8 その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（令和2年3月31日現在）

1	発行可能株式総数	42,000,000株
2	発行済株式の総数	12,341,900株
3	株主数	10,588名
4	大株主	

株主名	持株数	持株比率
株式会社ムネマサ	3,750,000株	30.39%
宗政誠	856,425株	6.94%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	478,600株	3.88%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	435,800株	3.53%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	381,000株	3.09%
渋谷健一	361,000株	2.93%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	319,632株	2.59%
アサンテ従業員持株会	308,775株	2.50%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	278,100株	2.25%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	230,900株	1.87%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(295株)を控除して計算しております。
 2. 上記大株主の宗政誠氏は、令和2年2月21日に逝去されましたが、令和2年3月31日現在において相続手続きが未了のため、同日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等（令和2年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮内 征	営業本部長
常務取締役	飯柴 正美	管理本部長
取締役	西山 敦	コンプライアンス本部長
取締役	中尾 能之	経営企画部長 株式会社ヒューマン・グリーンサービス監査役
取締役	内田 勝巳	株式会社エー・ジー・ピー代表取締役社長
取締役	堂垣内 重晴	ディーブイエックス株式会社取締役 株式会社たち古代表取締役専務
常勤監査役	犬飼 由喜夫	
監査役	櫛田 泰彦	櫛田泰彦法律事務所代表者（弁護士）
監査役	黒澤 誠一	黒澤公認会計士事務所代表者（公認会計士）

- (注) 1. 取締役内田勝巳、堂垣内重晴の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役犬飼由喜夫、櫛田泰彦、黒澤誠一の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役犬飼由喜夫氏は、前職において経理関連業務における責任者の経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役黒澤誠一氏は、長年にわたり公認会計士としての勤務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役内田勝巳、取締役堂垣内重晴、監査役犬飼由喜夫、監査役櫛田泰彦及び監査役黒澤誠一の5氏は、株式会社東京証券取引所に定める独立役員であります。
6. 宗政誠氏は、令和2年2月21日をもって逝去により代表取締役社長を退任いたしました。
7. 監査役黒澤誠一氏は、令和元年6月20日をもって東邦チタニウム株式会社監査役を任期満了により退任いたしました。
8. 当事業年度中に次の通り取締役の担当の異動がありました。

異動日	氏 名	新役職名	旧役職名
令和2年1月1日	飯柴 正美	常務取締役管理本部長	常務取締役管理本部長 兼経営企画部長
	中尾 能之	取締役経営企画部長	取締役総務人事部長
令和2年2月21日	宮内 征	代表取締役社長 兼営業本部長	常務取締役営業本部長

9. 令和2年4月1日付で次の通り取締役の異動がありました。

氏 名	新役職名	旧役職名
飯柴 正美	専務取締役管理本部長	常務取締役管理本部長

2 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	275,284千円 (15,416千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	29,399千円 (29,399千円)
合 計 (うち社外役員)	10名 (5名)	304,684千円 (44,816千円)

- (注) 1. 取締役の支給人員には、令和2年2月21日に逝去により退任した取締役1名を含んでおります。
 2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 第37期定時株主総会（平成22年6月25日開催）決議に基づく取締役の報酬限度額は、年額300,000千円（ただし、使用人分給与は含まない）であります。
 4. 第37期定時株主総会（平成22年6月25日開催）決議に基づく監査役の報酬限度額は、年額50,000千円であります。
 5. 上記報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金90,266千円が含まれております。

4 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

氏名 (地位)	他の法人等との関係
内田 勝 巳 (社外取締役)	株式会社エー・ジー・ピーの代表取締役社長であります。当社と同社に重要な取引その他の関係はありません。
堂 垣 内 重 晴 (社外取締役)	ディーブイエックス株式会社の取締役であります。当社と同社に重要な取引その他の関係はありません。 株式会社たち吉の代表取締役専務であります。当社と同社に重要な取引その他の関係はありません。
犬 飼 由 喜 夫 (社外監査役)	該当事項はありません。
櫛 田 泰 彦 (社外監査役)	櫛田泰彦法律事務所の代表者であります。当社と同事務所に重要な取引その他の関係はありません。
黒 澤 誠 一 (社外監査役)	黒澤公認会計士事務所の代表者であります。当社と同事務所に重要な取引その他の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名 (地位)	出席状況	主な活動状況
内田勝巳 (社外取締役)	取締役会 20回中20回	企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見から経営全般にわたって適宜発言を行なっております。 また、取締役、監査役、指名並びに取締役の報酬等に関する決定プロセスの客観性及び透明性の確保等を目的として設置している指名・報酬諮問委員会の委員長を務めております。 このほかに、リスク管理委員会、支店長会議並びに代表取締役社長、監査役との意見交換会に出席し、適宜発言を行なっております。
堂垣内重晴 (社外取締役)	取締役会 20回中20回	企業経営に関する豊富な経験と営業面における幅広い知見から経営全般にわたって適宜発言を行なっております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。 このほかに、リスク管理委員会、支店長会議並びに代表取締役社長、監査役との意見交換会に出席し、適宜発言を行なっております。
犬飼由喜夫 (社外監査役)	取締役会 20回中20回 監査役会 15回中15回	取締役会では、事業会社における豊富な経験・見地から適宜発言を行なっております。 監査役会では、監査計画に基づく監査実施状況を報告するとともに、監査方針等に関して意見交換をしております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。 このほかに、リスク管理委員会、支店長会議並びに代表取締役社長、取締役等との意見交換会等に出席し、適宜発言を行なっております。
櫛田泰彦 (社外監査役)	取締役会 20回中19回 監査役会 15回中15回	取締役会では、主に弁護士として専門的見地からの発言を行なっております。 また、監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換をしております。 このほかに、代表取締役社長、取締役等との意見交換会等に出席し、適宜発言を行なっております。
黒澤誠一 (社外監査役)	取締役会 20回中20回 監査役会 15回中15回	取締役会では、主に公認会計士として培った豊富な経験・見地から適宜発言を行なっております。 また、監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換をしております。 このほかに、代表取締役社長、取締役等との意見交換会等に出席し、適宜発言を行なっております。

5. 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称 E Y新日本有限責任監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条 第1項の業務に係る報酬等の額	21,000千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に 係る報酬等の額	一千円
合 計	<u>21,000千円</u>

(注) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬の見積りの算出根拠等を精査した結果、当該報酬は妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行なっております。

3 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案の目的とする場合には、会計監査人による監査の品質、監査の効率性、監査実績、独立性、監査の実施体制及び監査能力等を総合的に判断のうえ、監査役全員の同意によって行ないます。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議し、その後令和元年12月13日開催の取締役会において下記のとおり変更いたしました。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 法令等の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス担当取締役を任命し、コンプライアンスの維持・強化を図る。その徹底を図るため、コンプライアンス本部は全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、内部監査室はコンプライアンスの状況を監査する。また、法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を適用し、コンプライアンス本部、顧問弁護士事務所及び顧問社会保険労務士事務所に通報窓口を設置・運営し、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取り扱いを行わないものとする。
 - (ii) 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、コンプライアンス担当取締役を通じて、その内容・対処案を取締役会及び監査役または監査役会に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (i) 取締役の職務の執行に係る文書の保存及び管理に関する事項は、文書管理規程に従うものとし、監査役が求めたときは、担当取締役もしくは所管部門長は、いつでも文書の閲覧及び謄写に供するものとする。
 - (ii) 情報システムを安全に利用及び活用するため、適切な維持管理・運用を行なう。
 - (iii) 万一情報システムに関連して問題が生じた場合には、システム部は速やかに、その内容・対処案を取締役会に報告する。
 - (iv) 内部監査室は、情報システムの管理状況について監査を実施するものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (i) リスク管理規程に基づき、リスク管理担当取締役を任命し、適切なリスク対応を図る。そのため、担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、その下に、経営企画部を核として、事務局を設置し、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応を行なう。
 - (ii) 各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行なうものとし、事務局へ定期的にリスク管理状況を報告し、連携を図るものとする。

-
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- (i) 当社は、原則として毎月1回「定例取締役会」を開催するほか、必要に応じて「臨時取締役会」を開催し、経営および業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況の報告を受け、その監督等を行なっている。
 - (ii) 経営計画のマネジメントについては、経営方針を機軸に取締役会において毎年策定される年度事業計画及び中期経営計画に基づき、各部門において目標達成のために活動することとする。
 - (iii) 日常の職務遂行に際しては、職務分掌規程及び職務権限規程に基づき権限の委譲が行なわれ、各責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行するとともに、稟議制度による意思決定プロセスの簡素化により、意思決定の迅速化を図る。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 総務人事部を子会社管理の担当部門とし、関係会社管理規程に基づき子会社の状況に応じて必要な管理を行なうとともに、子会社においてもコンプライアンス規程に定める事項が適切に運営されるよう指導・監督するものとし、内部通報制度を適用するものとする。
- (6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 監査役は、総務人事部及び内部監査室に対してその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めることができるものとし、当該使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行なうものとする。
- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役または監査役会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に重大な損失を与える事項が発生また

は発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役または監査役会に報告するものとし、報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取り扱いを行なわないものとする。

(9) 監査費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役が必要と認めるときは、公認会計士、弁護士その他外部専門家に相談することができる。その費用については会社が負担するものとし、速やかに監査費用の前払いまたは償還の手続きに応じるものとする。

(10) その他監査役が監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図るとともに、監査役は重要な会議等に出席することができるものとする。

(11) 財務報告に係る内部統制に関する整備状況

財務報告に係る内部統制の構築については、経理部を担当部門とし、財務報告の適正性を確保するため、全社的な管理、運用体制の構築を図る。

(12) 反社会的勢力の排除に向けた基本方針及び整備状況

(i) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。そのため、反社会的勢力対応マニュアルに基づき、会社全体として組織的に対応を行なうものとする。

(ii) コンプライアンス本部を反社会的勢力対応の担当部門とし、各部門間の報告・連絡体制を確立するとともに、各関係機関（警察、特防連等）との連携体制を構築し、反社会的勢力の排除に努める。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス担当取締役を任命のうえ、全ての役員、従業員を対象に年1回以上のコンプライアンス研修を実施しております。また、内部通報窓口や従業員との面談等を通じて、コンプライアンスに関する問題の実態把握に努め、継続的な改善を図るとともに、問題点の内容及びその対処案を速やかに取締役会及び監査役会に報告しております。なお、通報者等に対して不利益な取り扱いは行なっておりません。さら

に、内部監査室は、社内規程の遵守状況やコンプライアンスの状況を監査し、内部監査の結果を取締役社長に報告しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会の資料、議事録その他職務の執行に係る文書は、セキュリティが確保された場所で適正に保管しており、監査役が求めた時はいつでも文書の閲覧及び謄写に応じております。また、システム部では情報システムの適切な維持管理及び運用に努めるとともに、問題があれば速やかに対処案等を取締役会に報告しております。さらに、内部監査室は、情報システムの管理状況を監査し、その結果を取締役社長に報告しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理担当取締役を任命し、事務局を設置のうえ毎月各部門はリスク管理の状況を報告しております。また、リスク問題が顕在化した際には、速やかにリスク管理委員会を招集のうえリスク対応を協議し、その内容や対応策を取締役会に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、各部門が取締役会で決議された年度事業計画及び中期経営計画に基づいて目標達成のために業務活動を行っており、取締役会において取締役の職務執行状況を定期的に監督しております。また、各部門の業務内容や必要性に応じて、適正に職務権限を委譲するとともに、稟議制度を整備し意思決定のプロセスやルールを可視化・明確化することで、継続的な改善を図り意思決定の迅速化を図っております。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、社内規程に基づき子会社の各議事録や規程類の整備など必要な管理を行っております。また、子会社に対してもコンプライアンス研修を実施するなど、必要な指導・監督を行ない、継続的な改善を図るとともに、内部通報制度等の周知徹底に努めております。

(6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、総務人事部及び内部監査室に監査役を補助すべき担当者を設置のうえ、その担当者が、それぞれ監査役の命令に従って業務を遂行しております。

- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
取締役等は、補助使用人が監査役から受けた命令に相反するような指揮命令は行なっておりません。
- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役または監査役会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監査役または監査役会は、年2回の監査役会による本社部門長面談や重要書類の閲覧等で報告を受ける体制となっております。また、取締役及び使用人等がこの報告によって解雇その他不利益な取り扱いを受けるようなことは行なっておりません。
- (9) 監査費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役職務執行に要した費用については、費用の多寡にかかわらず、速やかに償還しております。
- (10) その他監査役監査の実効的に行なわれることを確保するための体制
当社は、内部監査室を監査役室に隣接して配置し、日頃より緊密な連携や監査業務の補助が行なえる体制を築いております。また、常勤監査役は、重要な会議に出席し、監査役会は、取締役社長及び社外取締役等との間で積極的な意見交換を行っております。
- (11) 財務報告に係る内部統制に関する整備状況
当社は、担当取締役が取締役会において財務報告に係る内部統制の計画及びスケジュールを報告のうえ、経理部が全社的な方針や手続きを社内に示し、適正な管理及び運用体制を構築しております。
- (12) 反社会的勢力の排除に向けた基本方針及び整備状況
当社は、社内規程に基づき取引先を対象とした反社会性判断を実施し、各部門間で緊密な報告・連絡体制を構築のうえ、組織的に反社会的勢力とは一切の関係を遮断しております。さらに、各地域の警察署訪問や特殊暴力防止対策連合会等への加入を通じて、各関係機関との連携体制の構築、反社会的勢力の排除に努めております。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

計算書類等

貸借対照表 (令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,130,640	流動負債	2,194,462
現金及び預金	9,047,275	買掛金	290,607
売掛金	1,686,488	短期借入金	70,000
製品	66,879	1年内返済予定の長期借入金	237,144
原材料及び貯蔵品	174,379	リース債務	5,441
前払費用	129,556	未払金	348,367
その他	27,071	未払費用	349,652
貸倒引当金	△1,011	未払法人税等	375,830
固定資産	5,439,112	未払消費税等	133,369
有形固定資産	4,549,019	前受金	3,391
建物	1,462,316	預り金	106,702
構築物	53,942	賞与引当金	273,957
機械及び装置	10,047	固定負債	957,480
工具、器具及び備品	55,540	長期借入金	374,509
土地	2,952,605	リース債務	10,145
リース資産	14,566	役員退職慰労引当金	483,001
無形固定資産	19,895	資産除去債務	89,651
ソフトウェア	4,904	その他	172
その他	14,991	負債合計	3,151,942
投資その他の資産	870,197	(純資産の部)	
投資有価証券	103,091	株主資本	13,417,227
関係会社株式	20,534	資本金	1,156,410
破産更生債権等	4,399	資本剰余金	856,410
長期前払費用	72,640	資本準備金	856,410
前払年金費用	65,677	利益剰余金	11,404,991
繰延税金資産	310,920	利益準備金	40,590
その他	321,209	その他利益剰余金	11,364,401
貸倒引当金	△28,276	別途積立金	1,880,000
		繰越利益剰余金	9,484,401
		自己株式	△584
		評価・換算差額等	583
		その他有価証券評価差額金	583
資産合計	16,569,752	純資産合計	13,417,810
		負債及び純資産合計	16,569,752

損益計算書 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		14,432,951
売上原価		4,110,174
売上総利益		10,322,776
販売費及び一般管理費		8,083,548
営業利益		2,239,227
営業外収益		
受取利息及び配当金	476	
有価証券利息	1,015	
その他	165,290	166,782
営業外費用		
支払利息	5,855	
その他	19,304	25,160
経常利益		2,380,849
税引前当期純利益		2,380,849
法人税、住民税及び事業税	723,287	
法人税等調整額	77,096	800,383
当期純利益		1,580,466

株主資本等変動計算書 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資本剰余金		利益準備金	利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合 計		その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
平成31年4月1日残高	1,156,410	856,410	856,410	40,590	1,880,000	8,607,408	10,527,998	△477	12,540,340	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△703,472	△703,472		△703,472	
当期純利益						1,580,466	1,580,466		1,580,466	
自己株式の取得								△106	△106	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	876,993	876,993	△106	876,886	
令和2年3月31日残高	1,156,410	856,410	856,410	40,590	1,880,000	9,484,401	11,404,991	△584	13,417,227	

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
平成31年4月1日残高	736	12,541,077
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△703,472
当期純利益		1,580,466
自己株式の取得		△106
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△153	△153
事業年度中の変動額合計	△153	876,733
令和2年3月31日残高	583	13,417,810

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法により処理しております(評価差額は全部純資産直入法により処理)。

時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準

及び評価方法……………時価法によっております。

なお、デリバティブ取引のうち特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 製 品……………移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっております。

② 原 材 料……………移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっております。

③ 貯 蔵 品……………最終仕入原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)……………定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 5～65年

構築物 10～30年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)……………定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

なお、数理計算上の差異については、その発生時の翌事業年度から1年で費用処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく期末要支給額を計上しております。

- (6) 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (7) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

① 担保提供資産

種 類	期 末 帳 簿 価 額
建 物	231,907千円
土 地	2,142,167千円
計	2,374,075千円

② 上記に対応する債務

内 容	期 末 残 高
1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	111,000千円
長 期 借 入 金	154,000千円
計	265,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,530,529千円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

内 容	期 末 残 高
短 期 金 銭 債 権	917千円
短 期 金 銭 債 務	14,146千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

内 容	期 末 残 高
営 業 取 引 高	84,933千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数 12,341,900株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数 295株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
令和元年6月19日 定時株主総会	普通株式	333,224千円	27円	平成31年3月31日	令和元年6月20日
令和元年11月6日 取締役会	普通株式	370,248千円	30円	令和元年9月30日	令和元年12月2日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
令和2年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	370,248千円	30円	令和2年3月31日	令和2年6月22日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	147,895千円
賞与引当金	83,885千円
未払事業税等	27,600千円
資産除去債務	27,451千円
ゴルフ会員権	17,953千円
未払社会保険料	12,247千円
減価償却費超過額	11,723千円
保険積立金	6,231千円
その他	5,584千円
繰延税金資産合計	<u>340,574千円</u>
繰延税金負債	
前払年金費用	△20,110千円
資産除去債務	△9,285千円
その他	△257千円
繰延税金負債合計	<u>△29,653千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>310,920千円</u>

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については短期的な預金および安全性の高い金融資産に限定し、必要な資金については銀行等金融機関からの借入により調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信限度管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。

投資有価証券は主に債券であり、四半期ごとに時価の把握を行なっております。

借入金の用途は運転資金であり、流動性リスクを抑制するため、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

また、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は内規に従い、実需の範囲で行なうこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注) 2.を参照ください）。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	9,047,275千円	9,047,275千円	—千円
(2) 売掛金	1,686,488千円	1,686,488千円	—千円
(3) 投資有価証券 その他有価証券	103,091千円	103,141千円	50千円
(4) 長期借入金 (*1)	(611,653千円)	(611,613千円)	△39千円
(5) デリバティブ取引	—千円	—千円	—千円

(*1) 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んだ金額で表示しております。

(*2) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1.金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

債券は取引金融機関から提示された価格によっており、株式方式のゴルフ会員権については取引相場価格によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

(5) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、当該長期借入金の時価に含めて記載してあります。(上記(4)参照)

2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額
関係会社株式(子会社株式)	20,534千円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1,087円20銭

1株当たり当期純利益

128円06銭

独立監査人の監査報告書

令和2年5月15日

株式会社 アサンテ
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 戸田 仁志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮沢 琢 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アサンテの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムの構築及び運用については、継続的な改善が図られており、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月19日

株式会社アサンテ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 犬飼由喜夫 ㊟

監査役（社外監査役） 櫛田 泰彦 ㊟

監査役（社外監査役） 黒澤 誠一 ㊟

以上

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、株主の皆さまに対する利益還元を最優先に考え、安定的な配当の維持を基本として、企業体質の強化及び内部留保の充実等を総合的に勘案することを配当政策の基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおり1株につき30円といたしたいと存じます。なお、中間配当金30円を加えた年間配当金は、1株につき60円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円 総額370,248,150円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
令和2年6月22日

第2号議案

取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> いし がみ よし みつ 石 上 祥 光 (昭和41年7月3日生)	平成2年6月 当社入社 平成11年2月 当社千葉支店長 平成19年3月 当社HA事業部CS課長 平成22年11月 当社資材部長 平成27年2月 当社お客様相談室長 平成31年4月 当社技術部長 令和2年6月 当社営業本部長(現任) 【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり営業分野の業務を経験し、お客様相談室長や技術部長を務める中でコンプライアンスや技術力の向上といった課題にも取り組んでおり、当社事業に関する高度な知見を有しております。これらの経験や能力が、当社の持続的な成長と企業価値向上に必要な人材であると判断し、新たに取締役候補者といたしました。なお、今後は営業本部長として営業部門全体を統括する職責を担う予定です。	3,000株

(注) 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案

故代表取締役社長宗政誠氏に対する退職慰労金並びに弔慰金贈呈の件

令和2年2月21日に逝去されました代表取締役社長宗政誠氏は、当社創業者として長年にわたり当社をけん引し、絶大なる尽力により当社の発展に多大な貢献をされました。

つきましては、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、退職慰労金として354,445千円、弔慰金として34,200千円を贈呈いたしたいと存じます。

本議案に関しましては、社外取締役を主要な構成員とする任意の「指名・報酬諮問委員会」の答申を経て、取締役会にて決定しております。

なお、その贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

略歴は次の通りであります。

氏名	略歴	
むね まさ まこと 宗 政 誠	昭和45年5月	三洋消毒社創業
	昭和48年9月	三洋消毒株式会社（平成6年1月株式会社アサンテに商号変更）設立、代表取締役社長
	令和2年2月	逝去

第4号議案

役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として、令和2年5月8日開催の取締役会において、取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を本定時株主総会終結の時をもって、廃止することを決議いたしました。

これに伴い、本総会後も引き続き在任する取締役6名及び監査役3名に対し、それぞれ就任時から本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、取締役については総額85,526千円以内（うち社外取締役は4,690千円以内）、監査役については総額21,278千円以内において、それぞれ役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給をすることといたしたいと存じます。

本議案に関しましては、社外取締役を主要な構成員とする任意の「指名・報酬諮問委員会」の答申を経て、取締役会にて決定しております。

なお、支給の時期につきましては、各取締役及び監査役の退任時といたしたく、具体的な金額及びその方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給予定の取締役及び監査役の略歴は、次の通りであります。

氏名	略歴
みやうちせい 宮内 征	平成25年6月 当社取締役 平成31年4月 当社常務取締役 令和2年2月 当社代表取締役社長（現在に至る）
いしばまさみ 飯柴 正美	平成14年11月 当社取締役 平成17年11月 当社常務取締役 令和2年4月 当社専務取締役（現在に至る）
にしやまあつし 西山 敦	平成25年6月 当社取締役（現在に至る）

氏名	略歴	
なか お よし ゆき 中 尾 能 之	平成29年 6月	当社取締役（現在に至る）
うち だ かつ み 内 田 勝 巳	平成26年 6月	当社取締役（現在に至る）
どう がき ない しげ はる 堂 垣 内 重 晴	平成27年 6月	当社取締役（現在に至る）
いぬ かい ゆ き お 犬 飼 由 喜 夫	平成23年 6月	当社常勤監査役（現在に至る）
くし だ やす ひこ 櫛 田 泰 彦	平成14年 4月	当社監査役（現在に至る）
くろ さわ せい いち 黒 澤 誠 一	平成23年 6月	当社監査役（現在に至る）

(注) 内田勝巳氏及び堂垣内重晴氏は、社外取締役であります。

第5号議案

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額決定の件

当社の取締役の報酬の額は、平成22年6月25日開催の第37期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、賞与を含み使用人兼務取締役の使用人給与を含みません）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しを行ない、その一環として役員退職慰労金制度を廃止するとともに、同時に当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という）に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を上記報酬枠とは別枠にて支給することとしたいと存じます。

譲渡制限付株式報酬制度の導入は、対象取締役に対する報酬と当社の株式価値との連動性をより明確化することにより対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としたものです。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下、「金銭報酬債権」という）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額60,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与を含みません）といたします。また、対象取締役への支払い時期及び具体的配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は4名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。

譲渡制限付株式報酬制度について

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む）または株式併合が行なわれた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整する）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、当社の取締役会決議日の前営業日における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利とならない金額の範囲で、取締役会において決定します。また、これによる当社株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役の間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から30年間（以下、「譲渡制限期間」という）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という）。

(2) 退任時の取り扱い

対象取締役が、譲渡制限期間満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限付株式についての譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、上記に規定する場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

本年はお土産の配布を取りやめさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会場：東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター5階
住友不動産新宿グランドタワー内



交通のご案内：	東京メトロ丸ノ内線	西新宿駅 1番出口	徒歩3分
	都営地下鉄大江戸線	都庁前駅 A5出口	徒歩10分

株式会社 アサンテ



見やすく読みまぢがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。